

郡山市精神障がい者家族支援事業実施要領

平成9年4月1日制定
平成26年8月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

1 趣旨

この要領は、本市における精神障がい者の再発予防、社会適応能力の向上及び社会復帰の促進を図るため、その家族に対し、精神保健福祉特に精神障がいに関する正しい知識の普及啓発、相談、指導等の対策を推進し、精神障がい者の家族の不安の軽減と精神的健康の保持及び増進を図る精神障がい者家族支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 実施主体

この事業の実施主体は、郡山市保健所（以下「市保健所」という。）とする。

3 事業内容

この事業は、次の事項について実施する。

(1) 精神障がい者家族教室の開催

ア この教室は、精神障がい者の家族が、精神疾患についての正しい知識、精神障がい者への具体的な関わり方等を理解し、互いに情報交換等を行うことを目的とする。

イ この教室における指導及び技術援助は、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員、保健師、ケースワーカー等が当たる。

(2) 地域精神障がい者家族会の育成、指導及び技術援助

家族間の情報交換及び支え合いが自主的にできるよう、市保健所は、地域障がい者家族会の育成及び技術援助を必要に応じて実施する。

4 遵守事項

業務の中で知り得た個人の秘密に関する事項については、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）の規定に基づき取り扱い、プライバシーの保護に十分留意する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。